長谷晴男編

神社祭祀関係法令規程類纂

国書刊行会

国学院 49 号証

序文

神社祭祀関係の法令規程類の原文を収録、保存することは、斯道の研修に資するところ洵に多大であるが、従前この事柄が等閑に付せられてきたためか、既刊の書物にその一部を掲載するにとどまり、その他は概して調査の方途も見出せないまま、今日に及んでゐるのが実状である。

かやうな中にあって、「神社祭祀関係法令規程類纂　長谷晴男編」の上梓は、法令規程類の変遷を知らしめると共に、今後新たな研究分野を開拓してゆく上での基盤を形成したものと云へよう。

編者の熱田神宮権宮司長谷晴男氏は、先代長谷外余男氏（前熱田神宮宮司）の衣鉢を継ぎ、神明奉仕の傍ら祭式指導の面に大志をいだき、二十四歳の時に早く

も祭式講師として教壇に立ち、やがて神宮皇学館大学附属専門部助教授を拝命、戦後は神社本庁祭式講師、皇学館大学教授を兼任、常に祭式教習内容の充実と指導法の刷新に心血をそそぎ、実に四十有余年の永きに亘り、現任神職の指導と後進の育成に力を盡してきた。

本書は同氏が自らの指導体験に基づき、明治維新以降に公布の神社祭祀関係法令規程類の原文百二十七件を収録、この内、法令類は「官報」所載の原文をつぶさに調査するほか、沿革を知るに便利な手法を加へつつ、之を一巻に編纂したもので、まさに祭式研修資料としての画期的な労作であらう。

茲に本書の刊行を慶び、汎く江湖に閲読を推奨する次第である。

昭和六十一年一月十五日

神社本庁統理　徳川宗敬

自序

明治元年から昭和六十年まで、百十有余年の間に公布された主要な神社祭祀関係法令規程類は、「最新神社法令要覧　神祇院総務局監輯」「神社法令要類追録　改正神社法令集」「明治以降神社関係法令史料　神社本庁」「明治以後宗教関係法令類纂　監修文部省文化局宗務課」「神社祭祀関係規程附解説　神社本庁」などに収録してあるので、これらの書物に依り、その概要を知ることができる。

ところが、右に掲載する法令規程類のうち、公布後に改正を施したものについては、夫々の冒頭に、沿革或は括弧の項を設けて改正年月と法規の種別・番号を記し、次いで当該書物出版時の所謂「現行法」を掲げるにとどめてゐる関係上、はたして当初、如何なる形式で公布され、その後どの事項が如何に改正されたか、即ちその改正の内容については、全く不明である。

戦後、神社本庁（昭和二十一年二月三日設立）から公布された規程類でさへ、設立後四十年の歳月を経過するに伴ひ、古いものの蒐集は、困難になりつつある。況んやそれ以前（官制時代）に公布の法令類に至っては、過般の戦中戦後の混乱期にあって、貴重な資料の多くは焼失、又は散逸したため

に、この部分の詳細な調査研究の門は、閉ざされたと云へよう。

そこで私は、これらの事柄を解明する上に、また現今斯道の教習が、神社祭式行事作法の実科に終始してゐる傾向を是正する意味に於ても、神社祭祀に関する資料の集成が急務であると考へ、(1)収録の範囲を神社祭祀関係に限定、明治・大正・昭和の三代に亘って公布された、法令規程類の原文を網羅すること。(2)これらの変遷を知るに便利な、法令規程類の新旧比較対照表を作成すること。(3)法令規程類の制定・改正要項を収録すること。などの方針に基づいて執筆して来たが、漸くまとめ得たので、浅学菲才の身をも顧みず、茲に本書を上梓した次第である。

なほ本書の巻頭に、神社本庁統理徳川宗敬先生より「序文」を賜はったことは洵に有難く、衷心より御礼申し上げる。

もとより編輯の内容・体裁について不備の点も多いが、本書刊行の主旨をご諒察の上、神職養成機関或は祭式講習会用の参考書として、広くご活用いただくならば、望外の喜びである。

昭和六十一年二月三日

長谷晴男

凡例

一、本書は明治元年から昭和六十年まで、百十余年の間に公布された「神社祭祀関係法令規程類の原文」百二十七件と、神社祭式の研修指導に必要な「法令規程類の新旧比較対照表」及び「法令規程類の制定・改正要項」等を収録したものである。

一、本書の時代区分のうち昭和時代は、昭和二十一年二月二日官制廃止までを昭和時代【前期】とし、昭和二十一年二月三日神社本庁設立以降を昭和時代【後期】とした。

一、本書に収録の法令規程類は、公布の年次に従って掲載、また、夫々の冒頭には一連の番号を付し、参照・索引上の便宜をはかることとした。

一、本書に収録の勅令、内務省令、内務省告示、内務省訓令、陸軍省令、陸軍省告示等は、「官報」所載の原文を筆写したものである。

一、本書の第一に収録の法令類原文中、祝詞、拝辞、遙拝詞、祓詞、大祓詞等は、事情により第二に一括掲載することとした。但し、戦後の祝詞類は「例文」であるので、之を省略した。

一、本書の第一、第二に収録の法令規程類原文中、神官神職服制表、神職祭祀服制表及び明治八年四月十三日式部寮達「神社祭式」の附図等は、【附録】に掲載することとした。

一、本書の第四法令規程類新旧比較対照表のうち、官国幣社以下神社祭祀令、官国幣社以下神社祭式、勅祭社例祭式、神宮並官国幣社以下神社ニ於テ行フ恒例式等は、夫々最終の改正時点に於ける法令の全容を、㊀として上段に記し、制定当時の原文を、㊁として下段に記し、更にその間に於ける変遷の情況をも参照出来るやうにした。神社本庁より公布の諸規程についても、之に準ずることとした。

神社祭式行事作法は、明治四十年、昭和十七年、昭和二十三年及び昭和四十六年に、制定若しくは改正された法令規程を四段に分けて記し、沿革を知る上の便宜をはかることとした。

一、本書に収録の左記法令公布の日付につき、官報の原文に徴したところ、既刊書籍の誤記であることが判明したので、茲に訂正しておく。（　）内は日付の誤記を示す。

明治二十七年一月三十一日（二月一日）勅令第六号。大正元年十二月六日（七日）勅令第五十三号。大正三年一月二十四日（二十六日）勅令第十号。大正四年七月三日（五日）勅令第百九号。大正四年十一月四日（五日）勅令第百九十九号。大正五年十月二十四日（二十五日）勅令第二百三十一号。大正十三年一月二十一日（二十二日）勅令第七号。大正十四年五月四日（五日）勅令第百六十九号。

一、本書の漢字は、事情により新漢字を用ひることとした。

神社祭祀関係法令規程類纂　総目次

序　文　神社本庁統理徳川宗敬先生……1
自　序……3
凡　例……5
神社祭祀関係法令規程類纂目次……9

第一　法令類　原　文……1
一　明治時代……1
二　大正時代……28
三　昭和時代〔前期〕……55

次に各退出

第四　雑　則

一、祭祀に際し、古例の神事、又は故実による慣例あるものは、之を行ふことを得。

二、遷座祭、神社合併による場合の合祀祭及び分祀祭は、夜間之を行ふを本義とす。

三、特別の事由ある場合、御扉の開閉は一社の故実による。

四、一社の故実による慣例ある神社にありては、小祭に於ても、開扉を行ふことを得。

五、事情により、開扉は祭儀の前、閉扉は祭儀の後、之を行ふことを得。

六、神饌品目、概ね左の如し。

和稲、荒稲、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菓、塩、水等。

七、神饌献撤については、総代介助することを得。

八、事情により、献饌は祭儀の前、撤饌は祭儀の後、之を行ふことを得。

九、神饌に次いで、一社の幣帛を献ることを得。

十、右の外、氏子崇敬者より、神饌又は幣帛等を献ることを得。

十一、祭式中の楽は、事情によりては、之を省略することを得。

十二、事情により、総代祈願詞を奏上することを得。

十三、祭儀中、参列者神徳奉頌の歌文の類を奉唱することを得。

十四、事情により、修祓に於ける塩湯は、之を省略することを得。

十五、祭儀により、典儀を設くることを得。

附　則

この規程は、昭和四十六年七月一日から施行す。

118　昭和四十六年六月十五日　本庁規程第七号

神社祭式行事作法改正の件

神社祭式行事作法の全部を変更する規程を次のやうに定める。

昭和四十六年六月十五日

神社本庁統理　佐佐木　行忠

神社祭式行事作法

第一　通　則

(一)　祭場の位次

一、神前に近きを上位とし、遠きを下位とす。

二、正中を上位とし、左(向つて右)を次とし、右(向つて左)を其の次とす。

三、祭場の座位は、宮司以下祭員は右とし、献幣使、総代及び氏子崇敬者は、便宜に従ふ。

附　記

一社の故実による慣例ある場合、又は社殿の構造等により、本文の規程により難き場合は、其の社の例による。

(二)所役の順位

一、修祓の所役の順位は、祓主、大麻所役、塩湯所役とす。

二、神饌献撤の所役の順位は、陪膳、膳部、手長とす。

三、其の他の所役の順位は、概ね警蹕所役、御鑰後取、祝詞後取、玉串後取、案後取、薦後取、軾後取等とす。

第二　行　事

(一)　御扉開閉

開扉　宮司御匙、御鑰を後取より受けて昇階し、警蹕所役所定の位置に著く。次に宮司御匙、御鑰を便宜の所に置く。次に御匙にて御錠を解き、先づ御匙、次に御鑰を便宜の所に置く。次に御鑰を執りて枢を解き、御鑰を便宜の所に置く。次に雄扉の端に右手を上、左手を下に配して之を開き、次に雌扉の端に左手を上、右手を下に配して之を開く(此の間奏楽警蹕を行ひ諸員平伏又は磬折す)次に一拝。畢りて側に祗候す。警蹕所役本座に復す。

閉扉　宮司祗候の座より進みて昇階し、警蹕所役所定の位置に著く。先づ宮司一拝。次に雌扉の端に左手を上、右手を下に配して之を閉ぢ、次に雄扉の端に右手を上、左手を下に配して之を閉づ(此の間奏楽警蹕を行ひ諸員平伏又は磬折す)次に御鑰を執りて枢を固め、御鑰を便宜の所に置く。次に御錠を鎖し、御匙、御鑰を捧持して本座に復し、之を後取に授く。警

蹕所役は宮司に先だち本座に復す。

附　記

一、本殿の構造に内陣、中陣、外陣等の別あるものは、外陣の御扉を開くものとす。但し特別の事由ある場合は、中陣又は内陣の御扉をも開くことを得。

二、同一本殿にして開閉すべき御扉、二戸前以上ある場合は、上位の方より之を開き、下位の方より之を閉ぢ、本殿二殿以上ある場合は、上位の本殿の御扉より開閉す。但し一社の故実による慣例あるものは、之によることを得。

三、巻簾、褰帳等を以て、開扉に代ふる場合の作法は、其の社の例による。

(二)　降　神

宮司降神詞を懐中より取り出して笏に持ち添へ、進みて所定の座に著き、警蹕所役所定の位置に著く。次に宮司降神詞を微音にて奏上す（作法祝詞奏上に準ず　批の間奏楽警蹕を行ひ諸員平伏又は警折す）畢りて宮司本座に復し、降神詞を懐中す。警蹕所役は宮司に先だち本座に復す。

女子の場合にありては、降神詞は懐中したるまま、所定の座に著き、之を取り出して奏上す。畢りて懐中するの外、男子の場合に準ず。

(三)　神饌献撤

献饌　陪膳は案前に、膳部は神饌所に、手長は各其の位置に著き、懐笏して候す。次に膳部神饌を手長に伝へ、手長順次に之を陪膳に伝ふ。陪膳之を案上に供す。畢りて下位の者より本座に復す。

撤饌　陪膳は案前に、膳部は神饌所に、手長は各其の位置に著き、懐笏して候す。次に陪膳神饌を撤して手長に伝へ、手長順次に之を膳部に伝ふ。畢りて下位の者より本座に復す。

附　記

一、神饌は御扉を開く場合は、外陣又は之に準ずべき所に、御扉を開かざる場合は、大床又は之に準ずべき所に之を供す。但し一社の故実による慣例ある場合、又は社殿の構造等により、之により難き場合は、便宜に従ふ。

二、神饌を二所以上に供する場合は、上位の方より之を供

し、下位の方より之を撤し、二殿以上に亘るときは、上位の本殿より之を献撤す。但し一社の故実による慣例あるものは、之によることを得。

三、神饌を供する順序は、概ね和稲、荒稲、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菓、塩、水とし、撤する順序は之に反す。

幣帛及び其の地の産物等を副へて供する場合は、神饌の次とし、撤する場合は之に反す。

四、神饌の台数奇数なるときは、先づ正中、次に左、右の順序を以て、交互に供し、偶数なるときは、先づ左、次に右の順序を以て、交互に供す。

五、神饌中、魚鳥等首尾あるものを、正中又は右に供する場合は、頭を左にし、左に供する場合は、頭を右にし、魚は腹部を神前に向く。

六、神饌案は正中に置く。二案のときは、第一案の手前に他の案を置き、三案以上のときは、第一案の左右、又は手前に之を置く。

七、手長は神前の一方に並び候して役送す。事情によりては、神前の左右に交互に候し、又は各自に捧持して役送す。但し一社の故実による慣例あるものは、之によることを得。

八、一社の故実による神饌を供する場合の作法は、其の社の例による。

九、一社の故実による慣例ある場合、又は社殿の構造等により、薦又は神饌案は、適宜に之を鋪設することを得。

(四)　本庁幣献撤

献幣　献幣使の随員本庁幣を辛櫃より出し、権宮司若しくは禰宜に伝へて控ふ。次に権宮司若しくは禰宜本庁幣を案上に献ず。畢りて各本座に復す。

撤幣　権宮司若しくは禰宜本庁幣を撤し、之を祭員に伝ふ。畢りて各本座に復す。

附　記

一、本庁幣は大角に載せて献る。

二、本庁幣案は神饌案の手前正中に設く。

(五)　祝詞、祭詞奏上

宮司祝詞奏上　坐礼の場合にありては、先づ、後取軾を鋪

く。次に宮司祇候の座を起ち、又は本座に於て、祝詞を後取より受けて笏に持ち添へ、進みて軾に著く。次に再拝して笏を置き、祝詞を目通に捧げて奏上す（此の間参員平伏）。次に祝詞を笏に持ち添へて再拝二拍手一拝す。畢りて軾を離れ、祝詞を後取に授けて祇候の座に著き、又は本座に復して祝詞を後取に授く。次に後取軾を撤す。

立礼の場合にありては軾を用ひず。祝詞奏上の間、笏を懐中するの外、坐礼に準ず。

予め祝詞を懐中せる場合にありては、祇候の座、又は本座に於て之を取り出し、笏に持ち添へ、復座の後之を懐中す。

女子の場合にありては、祝詞を後取より受けて懐中して軾に著き、之を取り出して奏上す。畢りて懐中するの外、男子の場合に準ず。

献幣使祭詞奏上　宮司祝詞奏上に準ず。

附記

一、総代祈願奏上は、宮司祝詞奏上に準ず。

二、事情により、軾の鋪設撤却は、適宜之を行ふことを得。

(ヘ)拝礼

宮司拝礼　玉串を奉りて拝礼するとき、坐礼の場合にありては、先づ後取麾を鋪き、案を設け、軾を鋪く。次に宮司祇候の座を起ち、又は本座に於て、玉串を後取より受け、進みて軾に著く。次に玉串を案上に奉り、再拝二拍手一拝す。畢りて祇候の座、又は本座に復す。次に後取軾、案及び麾を撤す。

立礼の場合にありては軾を用ひず。拍手の間、笏を懐中するの外、坐礼に準ず。

玉串を奉らずして拝礼するときにありても、前項に準ず。

献幣使、総代拝礼　宮司拝礼に準ず。

附記

一、権宮司若しくは祠官以下祭員の列拝は、宮司の座後にて、宮司と同時に拝するものとす。祭場の事情によりては、本座に於て行ふことを得。献幣使随員、総代及び氏子崇敬者等の列拝も、亦之に準ず。

二、事情により、案、麾及び軾の鋪設撤却は、適宜之を行ふことを得。

(ト)修祓

先づ被主祓詞を懐中より取り出し、笏に持ち添へ、案前に進みて祓詞を白す（作法祝詞奏上に準ず）。畢りて本座に復し、祓詞を懐中す。次に大麻所役案前に進みて、大麻を執り、祓を受くべきものの前に至りて祓ふ。畢りて元の如く案上に置きて本座に復す。塩湯所役は大麻所役に続き、案前に進みて、塩湯を執り、祓を受くべきものの前に至りて祓ふ。畢りて之を案上に置きて本座に復す。

女子の場合にありては、祓主祓詞を懐中したるまま、案前に進み、之を取り出して白す。畢りて懐中するの外、男子の場合に準ず。

附記

一、一社の故実による慣例ある修祓を行ふ場合の作法は、其の社の例による。

(チ)直会

先づ所役饌膳を据う。次に所役神酒を注ぎ、諸員之を飲む。次に直会の楽を奏す。次に所役饌膳を撤す。

附記

一、一社の故実による慣例ある直会を行ふ場合の作法は、其の社の例による。

二、事情により、直会の楽は、之を省略することを得。

(リ)手水

所役は右手にて柄杓の柄の中程を、左手にて其の端を執りて水を灌ぐ。之を受くる者は、先づ手を洗ひ、次に口を漱ぎ、更に手を洗ふ。次に所役の進むる拭紙を執りて拭ふ。

第三　作法

(イ)姿勢

一、正坐

両足の拇指を重ね、少しく膝を開き、両手を左右の腿上に控へ、上体を正しくして坐す。

女子の場合にありては、両足の拇指を重ね、両腿を接け、両手を左右の腿上に控へ、上体を正しくして坐す。

二、直立

両足の踵を接け、少しく爪先を開き、両手を下腹の左右に控へ、体を正しくして立つ。

女子の場合にありては、両足を接して正しく揃へ、両手を下腹の左右に控へ、体を正しくして立つ。

三、跪　居

爪先を立て、両膝を突き、踵の上に体を置く。

附　記

跪居は殿上に於ける、物品の授受、鋪設のとき等に之を行ふ。

四、蹲　踞

両足を少しく開きて正しく揃へ、膝を折りて蹲る。

附　記

蹲踞は庭上に於ける、鋪設のとき等に之を行ふ。

五、祗　候

斜に神前に向ひ、正笏して候す。

女子の場合にありては、斜に神前に向ひ、正扇して候す。

(二)　起居及び進退

一、起　座

進む起座　先づ跪き、次に下位の方の足を少しく進め、起ちながら上位の方の足を進めて、下位の方の足に整ふ。

但し正中にありては、右足より起つ。

退く起座　先づ跪き、次に下位の方の足を少しく進め、起ちながら下位の方の足を引きて、上位の方の足に整ふ。

但し正中にありては、右足より起つ。

二、著　座

進む著座　先づ膝を折り、次に上位の方の膝を突き、次に下位の方の膝を突きて坐す。但し正中にありては、左膝より坐す。

女子の場合にありては、先づ上位の方の足を少しく引きながら膝を折りて、上位の方の膝を突き、次に下位の方の膝を突きながら、上位の方の膝を進め、両膝を整へて坐す。但し正中にありては、左膝より坐す。

退く著座　先づ上位の方の足を引きて膝を突き、次に下位の方の足を引きながら、膝を突きて坐す。但し正中にありては、左膝より坐す。

座前著座　先づ跪き、次に下位の膝を少しく進め、之に上位の方の膝を整へ、次に下位の方の足の爪先を進めて、上位の方の腿の中程に寄せ、両足の爪先を軸にして体を

上位の方へ回らし、両膝を整へて坐す。

座後著座　先づ跪き、次に下位の方の膝を進め、之に上位の方の膝を整へて坐す。

三、起　床

床を離れて起立し、両足を整ふ。

四、著　床

先づ床前に立ち止り、次に体を上位の方に向けながら、下位の方の踵の内側を、上位の方の足の爪先に接け、更に体を回らしながら、上位の方の足の爪先の内側を、下位の方の踵に接け、次に両足を整へ、床に著く。

五、著　列

列前著列　先づ立ち止り、次に体を上位の方に向けながら、下位の方の踵の内側を、上位の方の足の爪先に接け、更に体を回らしながら、上位の方の足の爪先の内側を、下位の方の踵に接け、次に両足を整へて著く。

列後著列　先づ立ち止り、次に下位の方の足を進め、之に上位の方の足を整へて著く。

六、歩　行

進行　下位の方の足より進む。但し正中にありては、左足より進む。

逆行　上位の方の足より退く。但し正中にありては、右足より退く。

附　記

逆行は神前を退くとき等に之を行ふ。其の程度凡そ三歩とす。

七、屈　行

腰を浅く折りて歩行す。

附　記

屈行は神前を横切るとき等に之を行ふ。其の程度凡そ三歩とす。

八、膝　行

膝進　先づ跪き、次に下位の方の足の爪先を少しく進めて、膝を前方に突くとき、上体と共に上位の方の膝を進め、次に上位の方の足の爪先を少しく進めて、膝を前方に突くとき、上体と共に下位の方の膝を進む。但し正中にありては、左膝より進む。

膝退　先づ跪き、次に上位の方の膝を引き、次に上体を引きて、下位の方の膝を引く。但し正中にありては、右膝より退く。

附記

膝行は神前に於ける進退、神饌及び本庁幣献撤のとき等に之を行ふ。

九、曲折

進行の左折　先づ体を左へ向けながら、右の踵の内側を、左の爪先に接け、次に左足を右足に整ふ。

進行の右折　進行の左折に準ず。

逆行の左折　先づ体を左へ向けながら、左の踵の内側を、右の踵に接けて、爪先を左へ開き、次に右足を左足に整ふ。

逆行の右折　逆行の左折に準ず。

曲折の後、直ちに進む場合は、両足を整ふることなく、其のまま進む。

膝進の左折　先づ跪き、次に体を左へ向けながら、右の膝頭を左の膝頭に寄せて、踵を右方へ開き、次に左膝を右膝に整ふ。

膝進の右折　膝進の左折に準ず。

膝退の左折　先づ跪き、次に体を左へ向けながら、左足の内側を、右の踝に接けて、左膝を左方へ開き、次に右膝を左膝に整ふ。

女子の場合にありては、先づ跪き、次に左膝を少しく引き、両足の爪先を軸にして回り左に向き、次に左膝を右膝に整ふ。

膝退の右折　膝退の左折に準ず。

曲折の後、直ちに進む場合は、両膝を整ふることなく、其のまま進む。

十、回轉

進行の左回轉　先づ体を左へ回らしながら、右の踵の内側を、左の爪先の外側に接けて、右の爪先を左後へ向け、次に左足を右足に整ふ。

女子の場合にありては、先づ体を左へ向けながら、右の踵の内側を、左の爪先に接け、次に体を更に左へ回らしながら、左の踵の内側を、右の踵に接け、次に右足を左足に整ふ。

進行の右回轉　進行の左回轉に準ず。

逆行の左回轉　先づ左足を引きて爪先の内側を、右の踵に接け、次に体を左へ回らしながら、右の踵の内側を、左の爪先の外側に接けて、右の爪先を左後へ向け、次に左足を右足に整ふ。

女子の場合にありては、先づ左足を引きて爪先の内側を、右の踵に接け、次に体を左へ向けながら、右の踵の内側を、左の爪先に接け、次に体を更に左へ回らしながら、左の踵の内側を、右の踵に接け、次に右足を左足に整ふ。

逆行の右回轉　逆行の左回轉に準ず。

回轉の後、直ちに進む場合は、両足を整ふることなく、其のまま進む。

膝進の左回轉　先づ跪き、次に右足の爪先を進めて、左踵の中程に寄せ、両足の爪先を軸にして、体を左へ回らして、右膝を突き、次に左膝を右膝に整ふ。

膝進の右回轉　膝進の左回轉に準ず。

膝退の左回轉　先づ跪き、次に左膝を右斜に引き、次に上体を引くと共に、両足の爪先を軸にして、体を左へ回らして、右膝を突き、次に左膝を右膝に整ふ。

女子の場合にありては、先づ跪き、次に左膝を少しく引き、両足の爪先を軸にして回り、左に向きながら、再び左膝を少しく引きて更に左へ回り、次に左膝を右膝に整ふ。

膝退の右回轉　膝退の左回轉に準ず。

回轉の後、直ちに進む場合は、両膝を整ふることなく、其のまま進む。

附記

回轉するには、上位の方へ回る。但し正中にありては、右へ回る。

十一、階の昇降

階を昇降するには、正中を避け、下位の方の足より始め、一階毎に足を揃む。

十二、前行、前導、供奉

前行又は前導するには、左前を進み、供奉するには、左後に従ふ。

(三)　敬礼及び警蹕

一、拝

居拝　坐したるまま、先づ正笏し、次に笏頭を目通に上げ、次に笏を膝前にして、背を平に俛伏す。

再拝するには、先づ拝し、次に正笏のまま、体を起して、再び拝す。

女子の場合にありては、坐したるまま、先づ正扇し、次に扇を少しく上げ、次に扇を膝前に下ろしながら、背を平に俛伏す。

再拝するには、先づ拝し、次に正扇のまま、体を起して、再び拝す。

起拝　先づ跪き、次に右足より起ちながら、正笏し、左足を進めて右足に整へ、次に笏頭を目通に上げ、上体を伏せながら、左足を少しく引きて膝を突き、次に右足を少しく引き膝を突きて坐し、笏を膝前にして、背を平に俛伏す。

再拝するには、先づ拝し、次に正笏のまま、体を起して起ち、再び拝す。

立拝　立ちたるまま、先づ正笏し、次に笏頭を目通に上げ、背を平に腰を折る。

再拝するには、先づ拝し、次に正笏のまま、体を起して、再び拝す。

女子の場合にありては、立ちたるまま、先づ正扇し、次に扇を少しく上げ、背を平に腰を折る。

再拝するには、先づ拝し、次に正扇のまま、体を起して再び拝す。

附　記

一、居拝は坐礼の場合に、起拝は庭上に於ける坐礼の場合に、立拝は立礼の場合に之を行ふ。但し女子は庭上に於ける坐礼の場合にありても、居拝を行ふ。

二、一拝は祭典開始及び終了の際、開扉の後、閉扉の前等に之を行ふ。

二、揖

深揖　先づ正笏し、次に笏を腹部の方に引きながら、深く腰を折る。

女子の場合にありては、先づ正扇し、次に扇を腹部の方

に引きながら、深く腰を折る。

小揖　先づ正笏し、次に笏を腹部の方に引きながら、浅く腰を折る。

女子の場合にありては、先づ正扇し、次に扇を腹部の方に引きながら、浅く腰を折る。

附　記

一、揖は座の起著、列の離著、階の昇降、殿舎神門の出入、物品の授受、神前の進退、行事の前後、沓の著脱のとき等に之を行ふ。但し深揖は、殿内の参入退出、神饌及び本庁幣献撤の前後等、上位の者の正中又は神前に近き場合に之を行ひ、その他は概ね小揖を行ふ。

二、揖は空手のときには、叉手のまま之を行ふ。御匙、御輪、玉串等を奉持するときには、奉持のまま之を行ふ。

三、後取物を持ちたるときは、揖を行はず。

三、平　伏

坐したるまま、先づ正笏し、次に笏を膝前に下ろしながら俛伏す。

女子の場合にありては、坐したるまま、先づ正扇し、次に扇を膝前に下ろしながら俛伏す。

附　記

平伏は降神、渡御のとき、御扉開閉、祝詞奏上の行はるるとき、祓を受くるとき等に之を行ふ。

四、磬　折

立ちたるまま、先づ正笏し、次に笏を腹部の方に引きながら腰を折る。

女子の場合にありては、立ちたるまま、先づ正扇し、次に扇を腹部の方に引きながら腰を折る。

附　記

磬折を行ふは、平伏を行ふ場合に同じ。

五、拍　手

両手を胸の高さに合はせ、右手を少しく引き、左右に開きて打ち合はす。坐礼の場合ににありては、置笏し、立礼の場合にありては、懐笏して行ふ。

女子の場合にありては、坐礼の場合は置扇し、立礼の場合は、懐扇して行ふ。

附　記

拍手の数は二とす。但し一社の故実による慣例あるものは、之によることを得。

六、警蹕

平伏又は膝折して「オ」の音を長く引きて唱ふ。

附記

警蹕は降神、渡御及び御扉開閉のとき等に之を行ふ。

四　笏法及び扇法

笏法

一、持笏

右手にて笏の下方を、拇指と小指とを内にし、坐礼の場合にありては、右腿の上に、立礼の場合にありては、腹部の右方に、正しく持つ。

二、懐笏

先づ笏の中程を左手にて支へ、次に右手にて笏頭を執りて懐中す。

三、置笏

先づ笏の中程を左手にて支へ、次に右手にて笏頭を執り、右膝の傍に置く。

四、把笏

先づ右手にて笏頭を執り、右腿に立て、左手にて笏の中程を支へ、次に右手にて把持す。

懐中せる笏を把る作法、亦之に準ず。

五、正笏

笏を腹部の正面にて、右手に左手を重ね、左手の拇指を、右手の拇指と小指との間に置きて、正しく持つ。

扇法

一、持扇

扇の上襟を上下にして、右手にて要の方を軽く握り、左手にて上部を下より支へ、坐礼の場合にありては、正面腿上に、立礼の場合にありては、正面腹部に、正しく持つ。

二、懐扇

右手を左手に寄せて扇の上部を執り、これを懐中す。

三、置扇

扇の要の方を右にして、膝前正面に横に置く。

四、把扇

置きたる扇は、右手にて要の方を執り、左手にて上部を下

より支へて、正しく持つ。

懐中せる扇は、先づ右手にて上部を持ちて取り出し、左手にて更に其の上部を受け、次に右手にて要の方を把持す。

五、正扇

扇を腹部の正面にて、右手にて要の方を軽く握り、左手にて上部を下より支へたるまま、正しく持つ。

附記

女子が笏を持ちたる場合の作法は、男子に準ず。

㈣　執方、持方、扱方

一、御匙、御鍔、御錠

御匙は右手にて柄を、左手にて上部を執り、胸の高さに左高に、之を捧げ持つ。

御鍔は右手にて柄を執り、左手にて鉤を支へ、胸の高さに、之を捧げ持つ。

御匙、御鍔を共に持つときは、御匙を御鍔の鉤、又は柄に併せ持つ。

御匙、御鍔の授受は、右手にて上部、又は鉤を、左手にて柄を執り、上位の者には、下位の者の持てる所より、左右各其の上辺を、下位の者には、上位の者の持てる所より、左右各其の下辺を執らしむ。

御錠は差を内側に、胴を外側にし、両手にて拇指を内に、四指を外にして下より受け、目通に捧げ持つ。

二、祝詞

後取は祝詞の折端を内側にし、右手にて下部を上より、左手にて上部を下より執り、胸の高さに、左高に捧げ持つ。之を進むるには、祝詞を立て、右手にて外側より其の上部を執り、左手にて其の下部を支へ、折端を外にして進む。之を受くるには、笏を左手にて支へ、右手にて祝詞の中程を横より執り、笏の内側に持ち添ふ。

之を授くるには、笏を左手にて支へ、右手にて祝詞の上部を外側より執り、折端を外にして授く。

之を受くるには、右手にて祝詞の下部を執り、左手にて其の上部を執りて受く。

祝詞を展ぶるには、左手にて中程を、右手にてその折端を執り、左側にて展ぶ。これを巻くも、亦左側に於てす。

女子の場合にありては、祝詞を受くるには、坐したる場合

は、扇を膝前正面に横に置き、跪居若しくは立ちたる場合は、扇を懐中したる後、右手にて祝詞の中程を横より執り、左手を下部に添へて受け、之を懐中す。畢りて扇を把持す。

之を授くるには、坐したる場合は、扇を膝前正面に置き、跪居若しくは立ちたる場合は、扇を懐中したる後、右手にて祝詞の上部を執り、左手を下部に添へて、折端を外にして授く。畢りて扇を把持す。

三、大麻、塩湯、玉串

大麻　右手にて下部を、左手にて上部を執り、胸の高さに、左高に捧げ持つ。

之を以て祓ふには、大麻を立て、右手を上げ、左手を下げて、左右左と振る。畢りて元の如く捧げ持つ。

塩湯　右手にて塩湯器を執り、左手の掌にて之を受け、榊の小枝を執りて塩湯器の上に載せ、右手を器の縁と榊の小枝とに添へ、胸の高さに捧げ持つ。

之を以て祓ふには、左手にて器を支へ、右手にて榊の小枝を執り、葉先を塩湯に浸し、左右左と灑ぐ。畢りて元の如く捧げ持つ。

玉串　大麻の持ち方に準ず。

之を進ひるには、玉串を立て、左手にて下部を、右手にて中程を執り、右高に持ち換へ、左右各其の上辺を執らしむ。

之を奉るには、先づ玉串を立て、左手を下げて本を持ち、次に右手を放し、葉先を右へ回らしながら、右手にて玉串の中程を裏より執り、左手を添へて案上に置く。

四、三方、折敷、高坏、大角

三方　拇指を左右の縁の外側に、他の指を折敷と胴とに当てて、目通に捧げ持つ。

之を献るには、先づ案上少しく手前に置き、次に掌を胴の左右に当てて、案の中程に進む。

之を撤するには、先づ掌を胴の左右に当てて、手前に引寄せ、次に元の如く捧げ持つ。

折敷　拇指を左右の縁の外側に、他の指と掌とを裏に当てて、目通に捧げ持つ。

之を献るには、先づ案上少しく手前に置き、次に両手を左右の縁に当てて、案の中程に進む。

之を撤するには、先づ両手を左右の縁に当てて、手前に引寄せ、次に元の如く捧げ持つ。

高坏　右手にて脚を執り、左手の拇指を折敷の縁の外側に、他の指を裏に当てて、目通に捧げ持つ。

之を献るには、先づ案上少しく手前に置き、次に中程に進む。

之を撤するには、先づ右手にて脚を執り、左手を折敷に当てて、手前に引寄せ、次に元の如く捧げ持つ。

大角　三方の持方、扱方に準ず。

附記

一、三方、折敷、大角等は、縁の緞巳を手前にして献る。

二、三方、折敷、大角等を受くるときは、左、右の順に手を進めて之を受け、渡すときは、右、左の順に手を引く。

五、案

右手にて脚の附根を執り、左手にて裏より支へて持つ。大なるときは、両手にて裏より支へて持つ。

之を設くるには、先づ案を膺の上少しく手前に置き、次に両手にて脚の附根を持ち、膺の中程に進む。

之を撤するには、先づ両手にて脚の附根を持ち、少しく手前に引き寄せ、次に元の如く之を持つ。

大なるときは、両手にて裏より支へ持ちたるまま、前に準じて之を行ふ。

六、膺、軾

膺　巻端を手前にして、右手にて端を執り、左手にて中程を支へ、腹部の高さに持つ。

之を鋪くには、右方に縦に置き、先づ右手を巻端の中程に、左手を其の下部に配して、右方へ舒べ、次に左手を巻きたる部分の中程に、右手を其の下部に配して、左方へ舒ぶ。

之を収むるには、先づ左手を左端の中程に、右手を其の下部に配して、右方へ巻き、次に右手を右端の中程に、左手を其の下部に配して、左方へ巻き収む。

軾　折端を手前にして、右手にて端を執り、左手にて中程を支へ、腹部の高さに持つ。

之を鋪くには、中央に縦に置き、先づ右手を上前の端の中程に、左手を其の下部に配して、右方へ舒べ、次に左

手を下前の端の中程に、右手を其の下部に配して、左方へ舒ぶ。

之を収むるには、先づ左手を左端の中程に、右手を其の下部に配して、右方へ折り、次に右手を右端の中程に、左手を其の下部に配して、左方へ折り収む。

七、威儀物

太刀　列の左方にある者は、柄を右にし、刃を下に向け、右手にて鞘の中程を下より、左手にて其の下部を上より執り、凡そ胸の通にて、右高に持つ。

右方にある者は、之に反す。

袋に納めたる場合にありても、之に準ず。

弓　列の左方にある者は、右手にて弓の中程を下より、左手にて其の下部を上より執り、凡そ胸の通にて、右高に持つ。

右方にある者は、之に反す。

袋に納めたる場合にありても、之に準ず。

矢　胡簶、靫又は袋に納め、表を前に向け、列の左方にある者は、矢筈を右にし、右手にて其の中程を下より、左手にて其の底部を執り、凡そ胸の通にて、右高に持つ。

右方にある者は、之に反す。

桙　列の左方にある者は、右手にて桙の中程を下より、左手にて其の下部を上より執り、凡そ胸の通にて、右高に持つ。

右方にある者は、之に反す。

楯　表を前に向け、列の左方にある者は、右手にて裏の桟を、左手にて楯の下部を執り、凡そ胸の通にて、右高に持つ。

右方にある者は、之に反す。

八、蓋、翳、行障、絹垣

蓋　右手を上、左手を下にして、柄を執りて持ち、綱は左右に之を張る。

翳　列の左方にある者は、右手を上、左手を下にして、柄を執り、稍右方に傾けて持つ。

右方にある者は、之に反す。

行障　左方にある者は、右手を上、左手を下にして、桙を執りて持つ。

右方にある者は、之に反す。

絹垣　左方にある者は、右手を上、左手を下にし、右方にある者は、左手を上、右手を下にし、外側より串を執りて張る。

九、松　明

火を内側下方に向け、列の左方にある者は、右手にて其の中程を、左手にて其の下部を執り、凡そ腰の通りにて持つ。

右方にある者は、之に反す。

附　則

この規程は、昭和四十六年七月一日から施行す。

119　昭和四十六年六月十五日　本庁規程第八号

神社に於て行ふ恒例式制定の件

神社に於て行ふ恒例式を次のやうに定める。

昭和四十六年六月十五日

神社本庁統理　佐佐木　行忠

神社に於て行ふ恒例式

第一　遙　拝

当日社頭便宜の所に式場を辨備す　是より先手水の儀あり

時刻宮司以下諸員参進　是より先手水の儀あり

次に宮司以下諸員祓所に著く

次に修祓

次に宮司以下諸員所定の座に著く

次に宮司遙拝詞を奏す　此の間諸員着席

次に宮司玉串を奉りて拝礼　権宮司若しくは禰宜以下列拝

次に参列員代表玉串を奉りて拝礼　参列員列拝

次に各退出

第二　大　祓

当日社頭便宜の所に祓所を斎儲す

時刻宮司以下諸員参進　是より先手水の儀あり

次に宮司以下諸員所定の座に著く

次に所役切麻を頒つ

次に宮司祓を仰す　諸員之に応よ

次に祓主大祓詞を宣る　此の間諸員鑒折
次に諸員切麻を執りて祓ふ
次に所役大麻を執りて祓ふ
次に所役祓物を執りて河海に向ふ
次に各退出

附　記　一、祓　物

木綿　五尺　麻布　五尺

二、古例（形代、解縄及び茅輪等）ある神社にありては、これによることを得。

附　則

この規程は、昭和四十六年七月一日から施行す。

120　昭和四十六年六月十五日　本庁規程第九号

斎戒に関する規程制定の件

斎戒に関する規程を次のやうに定める。

昭和四十六年六月十五日

神社本庁統理　佐佐木　行忠

斎戒に関する規程

凡そ神明に仕へる者は、浄明正直を旨とし、恭敬の誠を致すことを常道とし、祭祀を行ふに当つては、特に斎戒を重んじ、その精神の徹底をはかり、禁忌を慎み、過失遺漏のないやうにつとめなければならない。

一、祭祀に奉仕する者は、大祭、中祭にはその当日及び前日、小祭にはその当日斎戒するものとする。祭祀に参向する者も、亦これに準ずる。

二、斎戒中は、潔斎して身体を清め、衣服を改め、居室を別にし、飲食を慎み、思念、言語、動作を正しくし、汚穢、不浄に觸れてはならない。

三、斎戒に関し、一社伝来の慣例等がある場合は、これによる。

附　則

この規程は、昭和四十六年七月一日から施行する。

121　昭和四十六年六月十五日　本庁規程第十号

幣帛料供進に関する規程改正の件

幣帛料供進に関する規程の一部を変更する規程を次のやうに定める。

昭和四十六年六月十五日

神社本庁統理　佐佐木　行忠

本庁幣供進に関する規程

第一条　本庁は、全国神社の総意に基いて神社の神徳を顕揚し、斯道の興隆を祈願し、奉賛の誠を捧げる趣旨で、神社の例祭、鎮座祭、本殿遷座祭及び式年祭に、本庁幣を供進する。

第二条　前条の定によつて例祭に供進する本庁幣の額は、毎年別に定めて予め神社庁に示達する。但し、鎮座祭、本殿遷座祭及び式年祭に供進する本庁幣の額は、その都度神社庁に示達する。

第三条　班幣式は、毎年五月本庁に於て行ふ。

第四条　神社庁は、毎年一月末日迄に、前年十二月末日現在で、本庁幣供進の状況を、統理に報告するものとする。

第五条　献幣使の参向は、左の各号による。

一、神宮及び勅使参向の神社　統理

二、役職員進退に関する規程の別表に掲げる神社　神社庁長

三、前二号に掲げる以外の神社　神社庁に於て定めたもの

四、第二号に掲げる神社で、特別の事由によつて、統理参向の要請があつた場合は、その都度神社庁長と協議して定める。

五、献幣使には、随員を附するを本義とする。

六、統理又は神社庁長に支障ある場合は、その代理を参向させることができる。

附　則

この規程は、昭和四十六年七月一日から施行する。

122　昭和四十六年九月八日　本庁通達第六号

天皇・三后・皇太子は又は皇太孫御参拝の場合

跋文

本書の編纂は、私の多年にわたる念願であった。尤も昭和四十二年一月刊行の「神社祭式沿革史　長谷晴男著」には、明治元年から昭和四十一年八月までの間に公布された神社祭祀関係法令規程類七十五件を掲載してゐるが、事情により省略した部分もあるので、もとより充分な資料とは云へない。

その後、昭和四十六年六月十五日に、神社祭祀関係の諸規程が総体的に改正されたため、増補の必要が生じたことと、今一つは、神社本庁主催の神社庁祭式講師研究会などの席上で、斯道に関する各種資料の集成が、屢々唱道されてゐる現今の情勢に鑑み、拙著の不備な点を補ふと共に、斯界の要望に応へるべく、敢へて出版に及んだ次第である。

なほ、勅令・内務省令、内務省告示・内務省訓令等の原文筆写の際に、「官報」の閲覧について、格別なるご高配を賜はった神宮文庫職員の方々に対し、衷心より厚く御礼申し上げる。

〔参考文献〕

神社祭式　式部寮達　神祇院総務局監輯

官報（明治・大正・昭和）

新撰神社法令要覧　鈴木芃編輯

改正神社法令要覧　神社本庁

明治以降神社関係法令史料　監修　文部省文化局宗務課

明治以降宗教関係法令類纂　神社新報社

神社本庁規程類集　神社本庁

神社祭式・同行事作法附祝詞例文及解説　神社本庁

改正神社祭式・同行事作法附関係規程及解説　神社本庁

神社祭祀関係規程　附解説　神社本庁

神社祭式沿革史　長谷晴男著

〔編者略歴〕

大正六年十月二十五日京都市に生まる　本籍・現住所　名古屋市　昭和十四年神宮皇学館本科卒業　同年厳島神社出仕　同十五年生田神社主典　同十七年多度神社主典　同十九年神宮皇学館大学附属専門部助教授（祭式担当教官）　同二十一年八坂神社権禰宜　同二十四年八坂神社禰宜　同二十六年熱田神宮権禰宜儀式課長　同三十年熱田神宮権宮司（現在に至る）
昭和二十三年神社本庁祭式講師　同三十九年皇学館大学講師
同四十年皇学館大学教授（現在に至る）

〔著書〕

神社祭式沿革史（昭和四十二年一月十日発行）

神社祭祀関係法令規程類纂

昭和61年4月20日　印刷
昭和61年4月30日　発行

定価8,000円

著作権者との
申合せにより
検印省略

編者　長谷晴男
発行者　佐藤今朝夫
担当・奥山芳広

〒170 東京都豊島区巣鴨3―5―18
発行所　株式会社　国書刊行会
電話 03 (917) 8287 (代表)　振替・東京5―65209

印刷　セイユウ写真印刷（株）・大日本印刷（株）・製本　青木製本